

〔登録取消・一時停止 措置実施状況〕（2012年8月度）

不適正な行為が発見された事業所に対しては、以下の事由において車上作動処理業務委託契約の登録取消・一時停止を実施いたしました。

- H24年8月（中部地方）
エアバッグ類（運転席・助手席）を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。
また、正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。
＜規約第7条1.（5） および（8）＞
- H24年8月（関東地方）
エアバッグ類（シートベルトプリテンショナー）を未処理のまま破碎業者に引き渡そうとしていた。
＜規約第7条1.（5）＞
- H24年8月（九州地方）
正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。 ＜規約第7条1.（8）＞